



Title	外貨建取引の換算に関する問題点 (1)
Author(s)	嶺, 輝子
Citation	経営と経済, 69(1), pp.73-88; 1989
Issue Date	1989-06
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/28390">http://hdl.handle.net/10069/28390</a>
Right	

This document is downloaded at: 2019-02-16T23:51:37Z

# 外貨建取引の換算に関する問題点(1)

嶺 輝 子

## I. はじめに

米国では、企業の対外貿易や海外進出が盛んで、すでに古くから会計上、外貨建取引の換算や、在外子会社の作成した外貨表示財務諸表の換算が問題になっていた。この外貨換算の問題が特に注目され議論されるようになったのは、米ドルの価値が対外的に弱くなり、平価の切下げが行われた1970年代初めである。米国では、ドルの平価切下げ、その後の変動相場体制への移行という、新しい局面に対処でき、かつ従来の多様な外貨換算会計実務を統一したものにす、権威ある外貨換算会計基準の制定が要望された<sup>(1)</sup>。そこで、

---

(1) FASB は、外貨換算会計基準の設定に至った背景を、次のように説明している。「本基準書（基準書第8号—引用者注）が発表される前は、外貨の換算に関する公表意見書（第60項から第64項に要約してある）は、外貨表示財務諸表の換算を取り扱ったものであり、外貨建取引は取り扱っていなかった。基本的な公表意見書の発行以来、米国企業の国際的な活動は急激に拡大してきた。加えて、国際的な事業環境は、1971年と1973年の米ドルの切り下げや、多くの外国為替市場において固定相場制よりも変動相場制が浸透したことにみられるような、近年の世界的な金融体制の重要な変動によって影響を受けた。

これらの諸要素、及び外貨の換算に関していくつかの異なった会計処理方法が実務において認められていることにかんがみ、FASB は、1973年4月に「外貨換算の会計処理」に関するプロジェクトを専門的議題とした<sup>(1)</sup>（FASB<sup>1</sup>, Statement of Financial Accounting Standards No.8: Accounting for the Translation of Foreign Currency transactions and Foreign Currency Financial Statements, October 1975, paras. 53—54; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『米国 FASB 財務会計基準書：外貨換算会計他』同文館、昭和59年、167～168頁）と。なお、我国でも、企業会計審議会によって、昭和43年5月以降、外貨建取引および外貨表示財務諸表の換算に関する会計基準を、「企業会計上の個別問題に関する意見」の形で公表してきていたが、昭和54年6月には、一般的・包括的な「外貨建取引等会計処理基準」が設定されるに至った。

会計原則の制定主体として、従来の AICPA の会計原則審議会に代わって登場した FASB(財務会計基準審議会)は、1974年2月に、討議資料『外貨換算会計に関する問題点の分析』<sup>(2)</sup>を公表した。この『討議資料』は、各方面からの多数の意見を求め、それらを参考にして、一つの会計基準を制定するために、いわゆる会計基準制定の前段階の準備作業として、作成・公表されたものである。

『討議資料』が外貨換算会計上の問題点として列挙したのは、26の項目に及ぶが、本稿の目的は、外貨建取引の換算に係わる会計処理に直接関係のある主要な問題点についてのみ、紹介・検討することである。そしてまた、これらの問題点が、その後の FASB の討議でどのように解決され、会計基準(すなわち、基準書第8号「外貨建取引及び外貨表示財務諸表の換算に関する会計処理」および基準書第52号「外貨換算」)<sup>(3)</sup>において規定されたかについても言及する。

## II. 問題点の分析・検討

外貨建取引 (foreign currency transactions)とは、会社が諸勘定の記録に使用している通貨以外の通貨建てで行われ、将来、外貨での決済を必要とする取引のことである<sup>(4)</sup>。この外貨建取引は、典型的には、商品および役務の輸出入取引や、資本の輸出入取引(借入および貸付)から生ずる<sup>(5)</sup>。前者は、

(2) FASB<sup>2</sup>, FASB Discussion Memorandum: An Analysis of Issues Related to Accounting for Foreign Currency Translation, February 1974.

(3) FASB<sup>3</sup>, Statement of Financial Accounting Standards No.52: Foreign Currency Translation, December 1981.

(4) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 1 (para.1).

基準書第8号は、外貨建取引を「現地通貨以外の通貨で金額が表示されている取引(例えば、商品及び役務の販売若しくは購入、又は借入れ若しくは貸付け)」(FASB<sup>1</sup>, op. cit., para. 243; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』232頁)と定義しており、基準書第52号は、「契約が当該事業単位の機能通貨以外の通貨でなされている取引」(FASB<sup>3</sup>, op. cit., paras. 15 and 162; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』312頁および372頁)と定義している。なお、我国の外貨建取引等会計処理基準では、「外貨建取引とは、売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引をいう」(注1)と定義されている。

一般に、決済までの期間が短い外貨建債権の取得または外貨建債務の発生を伴ない、後者は、一般に、決済までの期間が長い外貨建債権の取得または外貨建債務の発生を伴なう。そして、これら外貨建債権・債務は、決済されるまでの間、報告通貨 (reporting currency, 一般的には自国通貨) と外貨との間の為替レートの変動によって、その報告通貨表示額が影響を受ける外貨リスク (foreign currency risk) にさらされている<sup>(6)</sup>。この外貨リスク、すなわち、報告通貨と外貨建取引の外貨との間の為替レートの変動から生ずるのが、為替調整差額 (exchange adjustment) である。外貨建取引の会計処理をめぐる主要な問題点は、為替調整差額の性質および認識時期に関するものである。『討議資料』は、外貨建取引に関して、次のような三つの基本的問

---

(5) 基準書第8号および第52号によると、企業が、(a)外貨建ての価格で商品や役務を掛で売買したり、(b)外貨建ての資金を借入れまたは貸付けたり、(c)未履行の先物為替予約をしたり、(d)その他の理由で外貨建ての資産または負債を取得または引き受けたりした場合に、外貨建取引が生じる (FASB<sup>1</sup>, op. cit., para. 3; FASB<sup>3</sup>, op. cit., para. 162)。そして、外貨での決済を必要とするこれら外貨建取引は、次の三つのタイプの取引に分類できる (FASB<sup>1</sup>, op. cit., para. 66)。

- a) 営業取引 (商品や役務の輸入、輸出、技術援助他)
- b) 財務取引 (資金の借入れおよび貸付け)
- c) 先物為替予約 (将来の特定の日に、先物レートで異種の通貨を交換する契約、換言すれば、外貨の売買契約であり、外貨建取引の一種と考えられる)

本稿では、典型的な外貨建取引である a) と b) を中心に検討し、c) の検討は、別の機会に譲ることとする。

(6) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 1 (para. 1)。

(7) FASB<sup>2</sup>, op. cit., pp. 2-18 (paras. 5-45)。我国の「外貨建取引等会計処理基準」を設定する際の基本的な考え方に関して、次の点が問題になったとされる (前文二の1)。

「(1) 決算時の外貨換算に際していかなる為替相場を選択・適用すべきかについては、流動・非流動法、貨幣・非貨幣法、テンポラル法、決済日レート法等があるが、これらのうちいずれの方法を採用すべきか。

(2) 外貨建取引の発生日から当該取引に係る外貨建金銭債権債務の決済日に至るまでの間の為替相場の変動による為替差異すなわち為替換算差額及び為替決済損益の処理にあたり、二取引基準及び一取引基準のうちいずれの基準を採用すべきか。

(3) 為替相場の変動を企業会計上認識するにあたり、当該変動が企業会計に与えた確定的な影響すなわち為替決済損益のみを認識する考え方及び為替換算差額等当該変動が企業会計に与えている暫定的な影響をも認識する考え方のうちいずれの考え方を重視すべきか」

上記の三つの問題点は、いずれも、為替調整差額の性質および認識時期に影響を与えるものであり、『討議資料』で列挙された問題点とは、表現こそ異なっているものの、基本的には同じ事柄を問題にしていると考えることができる。

題点を取り上げ、検討している<sup>(7)</sup>。

- ① 外貨建売買取引に基づく外貨リスクから生ずる為替調整差額は、いかなる性質のものか。
- ② 外貨建資本（貸付または借入）取引に基づく外貨リスクから生ずる為替調整差額は、いかなる性質のものか。
- ③ 為替調整差額は、いつ記録されるべきか。

上記の三つの問題点について、以下、順次、検討して行くことにする。

### 1 外貨建売買取引に基づく外貨リスクから生ずる為替調整差額の性質

外貨建売買取引に基づく外貨リスクから生ずる為替調整差額の性質については、(1)利得または損失であるという見解と、(2)輸入した資産の原価の修正または輸出収益の修正であるという見解がある。前者は、「二取引観」(the two-transaction perspective)に、後者は、「一取引観」(the one-transaction perspective)の見地に基づいた見解である。外貨建ての商品または役務の売買取引は、同時にその決済に必要な外貨の買入または売却取引を伴うが、二取引観では、両方をそれぞれ別個の取引とみなすのに対し、一取引観では、後者の取引を単一の営業取引の不可欠な一部とみなすのである<sup>(8)</sup>。

#### (1) 利得または損失とみなす見解（二取引観）

外貨による決済を遅らせるから、企業は、外貨リスクにさらされるのである<sup>(9)</sup>。企業が決済を遅らせ、外貨リスクを負う行為は、将来の為替レートの動きを見通した上での、一種の財務上の意思決定の結果であって、輸出入行為の意思決定とは全く別個のものである。決済を遅らせた結果、為替レートが変動し、為替調整差額が発生したとしても、それは、輸入した資産の原価や輸出収益の構成要素ではない。輸入資産の原価は、外貨建価格で当該資産を購入する確定コミットメントを行った日か、あるいは、当該資産の所有権を取得した日の、いずれかの日の為替レートをを用いて測定されるべきであり、対価の決済が完了する日の為替レートで測定されるべきではない<sup>(10)</sup>。この見

(8) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 2 (para. 6).

(9) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 2 (para. 7).

(10) および(11) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 4 (para.12).

解の基礎には、資産の購入取引と外貨の買入契約（為替取引）とは別個の二つの取引であるという考え方<sup>(11)</sup>、資産の原価は即金で支払われる場合の報告通貨額である<sup>(12)</sup>という考え方、それに、為替レートの変動によって影響を受けるのは輸入された非貨幣資産自体（購入取引）の金額ではなく、将来、外貨での決済を必要とする金銭債務（為替取引）の報告通貨表示額であるという考え方、がある。この考え方からすれば、為替レートの変動によって生ずる為替調整差額は、資産の原価の構成要素とはなりえないだろう。むしろ、決済を遅らせることによって生ずる金融損益の一種とみなされるべきであろう。

この場合、輸入資産の報告通貨表示原価の決定時点をめぐって、当該資産を購入する確定<sup>コミットメント</sup>契約を結んだ日か、それとも、当該資産の所有権を取得する日か、という実行上の問題が生ずる<sup>(13)</sup>。国内での資産の購入の場合には、一般に、資産の所有権が取得された時点で認識・測定されるのであるから、輸入資産の場合にも、同様に、所有権の取得日であるべきであり、外貨建原価は、その日の為替レートによって換算されるべきであるとする見解がある。この場合には、輸入資産の報告通貨表示原価の決定と、当該資産の記録（認識・測定）とが一致することになる。これに対して、輸入資産の報告通貨表示原価は、確定購入<sup>コミットメント</sup>を行った日に決定されるべきであるとする見解もある。その理由は、外貨リスクは実際に資産が引渡され所有権が移転した日ではなく、会社が購入<sup>コミットメント</sup>することを確実に約束する日、すなわち、購入契約日に発生するとみなされるからである。国内取引の場合とは異なり、輸出入取引の場合には、契約日から資産の受渡し日（所有権の移転日）までの間に、為替レートが変動するかもしれないのである。事実、企業は、輸入<sup>コミットメント</sup>契約が締結された日に、その決済に必要な外貨を、将来、買入れる契約（先物為替買予約）を結ぶことによって、外貨リスクを回避しようとしている。

(12) ベイトンおよびリトルトンは、「現金取引においては、原価は即時払現金対価額によって測定される。信用取引においては、原価は発生した債務を即時に決済するに必要と思われる金額である」(W. A. Paton & A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940, p.24; 中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店、昭和33年、41頁)と説明している。

(13) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 4 (para.13).

かかる点を考慮すれば、確定購入契約日に報告通貨表示原価を決定するのが、適切であるかもしれない。しかし、現行の会計原則からすれば、購入資産が会計上、認識・測定されるのは、あくまでも所有権の取得日である。そうだとすれば、資産の報告通貨表示原価の決定日を確定購入契約日とした場合、資産の所有権が移転していない場合でも、為替レートが変動するときには、為替調整差額は利得または損失（為替差損益）として記録されるべきか、それとも、利得または損失としての認識は、資産の所有権が移転する日まで繰延べられるべきかという、新しい実行上の問題点が発生することになるのである<sup>(14)</sup>。

次に、商品または役務を外貨建価格で輸出した場合について検討してみよう。輸入の場合と同様、輸出収益は、外貨建価格で販売する確定コミットメントを行った日か、または資産の発送（所有権の移転）がなされる日のいずれかの日の為替レートをを用いて測定されるべきであり、その後の為替レートの変動によって生じる為替調整差額は、利得または損失（為替差損益）として認識されるべきであって、収益の修正として処理されるべきではない<sup>(15)</sup>。この見解の基礎となっている理論的根拠は、資産の販売取引と外貨を受取るコミットメント（為替取引）という、二つの取引が別個に存在するということ、売上収益は即金で受取られる場合の報告通貨額であるということ、および、為替レートの変動によって影響を受けるのは輸出された非貨幣資産（販売取引）の金額ではなく、将来の決済で外貨を受取る金銭債権（為替取引）の報告通貨表示額であるという考え方である。この考え方からすれば、為替調整差額は、収益の構成要素ではなく、利得ないし損失（為替差損益）であるとみなされるだろう。

この場合、輸出による報告通貨表示収益の決定時点をめぐって、確定販売契約を結んだ日か、それとも資産を発送した日か、という実行上の問題が生ずる。現行の会計原則では、売上収益は発送日に認識・測定されるのであるから、輸出の場合の収益の報告通貨表示額もまた発送日に決定され、同時

(14) FASB<sup>2</sup>, op. cit., pp. 4 - 5 (para.14-15).

(15) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 8 (para.22).

に、売上の記録（認識・測定）も行われるべきであるとする見解がある。この場合には、発送日以後の為替レートの変動のみが、為替差損益として認識されることになる。契約日から発送日までの為替レートの変動は、その結果、が輸出資産の売上原価を正味実現可能価値まで切下げる必要がない程度のものである限り、会計上、無視されることになる<sup>(16)</sup>。これに対して、輸出商品または役務の報告通貨表示収益は、確定販売契約日に決定されるべきである、すなわち、契約日における為替レートで換算して売上収益は記録されるべきである、とする見解がある。その理由は、輸入資産の場合について述べたのと同じである。外貨建売上（収益）の額は、事実上、契約日に確定するのであり、その日から、その将来受取るべき外貨額は、為替リスクにさらされているのであるから、契約日以後のすべての為替レートの変動は、為替差損益を発生させるのである。また、契約日に報告通貨表示の売上収益を決定する場合には、輸入資産の場合と同じような実行上の問題点が生ずることになる<sup>(17)</sup>。

## （2）輸入資産の原価または輸出収益の修正とみなす見解（一取引観）

一取引観では、二取引観とは異なり、外貨建価格で資産が売買された場合、報告通貨による金額が最終的に確定するまで（つまり、外貨建取引に伴って生ずる金銭債権・債務が実際に決済されるまで）その取引は完了していないのであるから、取引時点で原価または収益として記録される報告通貨表示額は、暫定的なものにすぎず、決済までの間には為替レートが変動して為替調整差額が発生すれば、それは報告通貨表示原価または収益の修正とみなされるのである<sup>(18)</sup>。換言すれば、為替調整差額は、輸入資産の原価または輸出収益の構成要素と考えられているのである。

先ず、外貨建ての輸入取引について考えてみよう。一取引観の基礎には、外貨建購入取引と、それに伴う為替決済取引とは一体の取引であり、決済取引が完了するまでは、外貨建購入取引自体も未完了のままであるというこ

(16) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 8 (para.23).

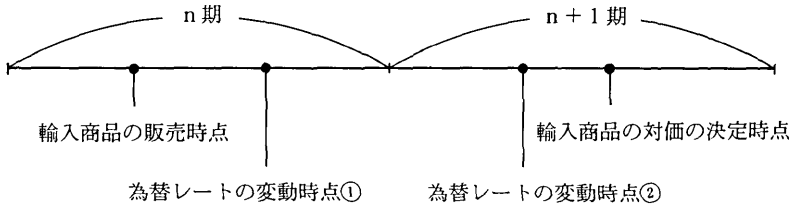
(17) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 8 (para.24).

(18) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 3 (para. 8).



と、および、資産の原価は、「犠牲総額であり、単なる送り状価格や確定購入契約日または資産の所有権の取得日における交換価値ではない<sup>(19)</sup>」という考え方がある。そこには、輸入資産の原価は、輸入時の資産の報告通貨表示価格ではなく、支払時の対価の報告通貨額で測定されるという、いわゆる支払対価主義の思想がみられる。このことから、一取引観の下では、外貨建購入資産の報告通貨表示原価は、当該購入から決済までの一連の取引にかかわって発生した犠牲の総額によって測定されるべきであるということになる。

一取引観の下では、対価の決済がなされるまでは、原価が最終的に確定しないので、もし、輸入商品が販売されるまで決済がなされず、しかも、販売された会計期間と決済された会計期間が異なり、その間に為替レートが変動した場合には、次のような実行上の問題が生ずることになる。<sup>(20)</sup>



①の場合には、為替レートの変動によって生ずる為替調整差額は、 $n$ 期の売上原価の修正として処理されるのだろうか。

②の場合には、為替調整差額は、 $n+1$ 期に売上原価の修正として処理されることになるのだろうか、それとも、利得または損失（為替差損益）

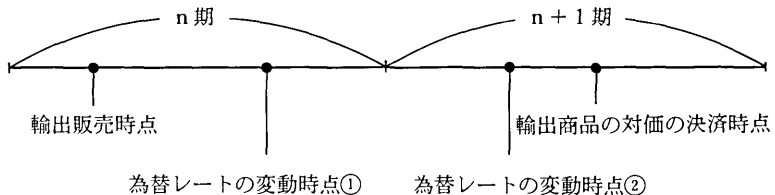
(19) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 5 (para.16). なお、「非貨幣資産の原価は、当該資産の取得に関連した負債の返済のための犠牲を含む、当該資産を取得するために払った犠牲総額に相当する。従って、為替レートの変動の結果として、負債の換算調整が必要とされる（すなわち、負債の清算に必要とされる現金の換算額に変更が生ずる）場合には、当該負債に関連する資産（当該負債によって財務的に支えられている資産）の原価も、同額ほど変更される」（Marvin M. Deupree, "Translating Foreign Currency Financial Statements to U. S. Dollars," Financial Executive, October 1972, pp. 62 and 64)とす  
る見解もある。

(20) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p.5 (paras.17-18).

として処理されることになるのであろうか。

①の場合であれ、②の場合であれ、もし輸入商品の決済に当てられるべき外貨が、他の非貨幣資産の購入に充当されているために、未決済となっていると考えられる場合には、その為替調整差額は、当該非貨幣資産の原価の構成要素と考えられるべきではないのか。また、もし輸入商品の決済に当てられるべき外貨が、貨幣資産として保有されているか、または投機的なものに充当されていると考えられる場合には、その為替調整差額は、為替レートが変動した期に、為替差損益として、損益計算書に計上されるべきではないのか。

次に、外貨建ての輸出取引の場合について考えてみよう。一取引観の下では、「外貨建販売による収益は、受取った便益総額によって測定される。顧客に対する外貨建請求権の測定は、その顧客から最終的に受取る報告通貨額であり、もしその顧客が販売時に支払ったならば受取ったであろう金額ではない<sup>(21)</sup>」という収益概念が採用されている。このことから、為替調整差額は、売上収益の構成要素とみなされ、売上収益の修正として処理されることになる。外貨建ての輸出取引に、この一取引観が適用された場合において、輸出販売時点、対価の決済時点および為替レートの変動時点が、下図のような状況である場合には、次のような実行上の問題が生ずることになる<sup>(22)</sup>。



①の場合には、為替調整差額は、売上収益の修正として処理され、特に問題はないと思われる。

(21) FASB<sup>2</sup>, op. cit., p. 8 (para.25).

(22) FASB<sup>2</sup>, op. cit., pp. 8 - 9 (paras.26-27).

②の場合には、為替調整差額は、 $n + 1$  期に売上収益の修正として処理されることになるのだろうか、それとも、売上収益以外の損益項目として処理されることになるのであろうか。

①の場合であれ、②の場合であれ、輸出によって生じた外貨建金銭債権の決済が、通常の売買取引の決済期間を超えて遅れる場合には、特別の信用供与ないし財務政策上の配慮などがなされているかどうかの、事実分析をする必要があるのかどうか。また、もし事実分析の結果、決済の遅れが、特別の信用供与等の、別の機能の付与に起因するものであることが判明した場合には、為替調整差額は、その発生した期間に、(金融的損益とみなして) 為替差損益として処理されるべきか。

最後に、まとめの意味で、二取引観と一取引観の立場の違いが、為替調整差額の性質の解釈に差異をもたらし、期間損益計算に異なった影響を与えることを、一覧表にして示すと次のようになる。

	商品の外貨建購入取引の場合	商品の外貨建販売取引の場合
二取引観	為替調整差額は、為替レートが変動した期に、為替差損益として、損益計算に含められる。	同 左
一取引観	為替調整差額は、商品が販売された期に、売上原価の一部(修正)として、損益計算に含められる <sup>☆</sup> 。	為替調整差額は、商品が販売された期に、売上収益の一部(修正)として、損益計算に含められる。

☆ 商品が販売されるまでの期間では、為替調整差額は、棚卸商品の原価の修正として処理され、損益計算上では認識されない。したがって、二取引観と一取引観とでは、為替調整差額分だけ、純利益が異なることになる。

以上が、外貨建売買取引に基づく外貨リスクから生ずる為替調整差額の性質をめぐる問題点として、『討議資料』によって提起され、分析された内容の概要である。次に、この提起された問題点についての検討結果として、為替調整差額の性質を利得または損失（為替差損益）とみなす二取引観を支持する代表的な見解として、AICPAの「会計基準部」(Accounting Standards Division)の見解を、また、輸入資産の原価または輸出収益の修正とみなす一取引観を支持する代表的な見解として、米国のビッグ・エイトの一つであるアーサー・アンダーセンの見解を紹介し、その後、FASBが基準書第8号および第52号で解釈した見解について考察することにする。

### （3）検討結果

#### （a）AICPAの会計基準部の見解（為替差損益とみなす見解）

商品、役務および資本の輸出入取引に基づく外貨リスクから生ずる為替調整差額の性質は、会社が、その外貨リスクを他に転嫁するか、あるいは、回避するための有効な対策をとるか、または、そのような対策をとらずに外貨リスクを引受けるかに関係なく、同一である。同じ事業活動に従事している会社間での売買取引についての、比較可能な報告を達成するためにも、また、外貨リスクの影響を別個に報告するためにも、輸出入取引の結果は、その取引に伴って生ずる外貨建債権・債務が為替レートの変動によって影響を受けた結果とは、区別されるべきである。このことから、為替レートの変動によって生じた為替調整差額は、為替差損益として報告されるべきであり、棚卸資産勘定または売上勘定の修正として報告されるべきではない。<sup>(23)</sup>

#### （b）アーサー・アンダーセンの見解（原価または収益の修正とみなす見解）

会社が外貨建価格で商品ないし役務を売買する契約を締結するとき、外貨を買入れる、または受取るコミットメントと、商品ないし役務を受取る、または引渡すコミットメントとは、分離不能な、一体のものである。したがって、通常の見解に従って行われる外貨建売買取引は、当該外貨建債権・

(23) FASB<sup>4</sup>, Public Record—1974 Vol VI: Discussion Memorandum—Foreign Currency Translation, Part I, Position Papers, p. 156.

債務が決済されるまでは、未完了のままである。当該取引から生ずる実際の報告通貨表示原価（支払った犠牲）または報告通貨表示収益（受取った便益）は、決済時の為替レートによって、最終的に決定される。このことから、外貨建購入取引の場合、為替レートの変動によって生ずる為替調整差額は、通常、それが生ずる期間に、原価の修正として、すなわち、為替レートの変動時点で、当該購入商品が在庫として残存している場合には商品原価の構成要素（修正）として、また、すでに販売されている場合には売上原価の構成要素（修正）として、取扱われるべきである。次に、外貨建販売取引の場合には、為替レートの変動によって生ずる為替調整差額は、通常、それが生ずる期間の損益計算に含められる。為替調整差額が収益の修正として報告されようと、為替差損益として報告されようと、純利益に与える影響は同じである<sup>(24)</sup>。

#### （c）基準書第8号の見解

基準書第8号は、為替レートの変動によって生ずる為替調整差額を輸入資産の原価または輸出売上高の修正として取扱う一取引観の見地を受け入れず、二取引観の見地を採択した。その根拠を、次のように述べている。

外貨建売買取引の為替レート変動の影響は、その売買取引自体からではなく、その取引に伴って発生する債権・債務の決済の遅れによって生ずる。もし外貨建価格が決定されるや否や、米国の購入者が、直ちに外貨を買入れて外国の販売者に支払うか、または、米国の販売者が、外国の購入者から受取った外貨を直ちに売却しドルに換えれば、為替差損益（基準書第8号は、二取引観の見地から、為替レートの変動によって生ずる為替調整差額のことを、為替差損益と呼んでいる）は、全く発生しない。輸出入取引に基づいて為替差損益が発生するのは、その取引日と外貨建債権・債務の決済日との間で、または、決済によって受取った外貨を保有している時に、為替レートが変動した場合である。このことから明らかなように、為替エクスポージャー（外貨リスク）から生ずる為替差損益は、当初の売買取引とは別個の事象（為替レートの変動）の結果として生ずるものである。為替エクスポージャーは、

---

(24) Ibid., p. 541.

通常、なくそうと思えばなくすることができるのに、為替エクスポージャーの回避の意思決定をしなかったのであるから、その意思決定の結果として生ずる利得または損失は、売買取引の意思決定の結果とは別個に認識されなければならない<sup>(25)</sup>。

また、二取引観の見地を採択した根拠について、次のようにも述べている。審議会は、二取引観に基づく会計処理法の方が、一取引観に基づく会計処理法よりも、実務の上で履行しやすいと結論を下した。それは、二取引観の下では、為替差損益の計上に当たって、一取引観のように、外貨建債権・債務に基づく為替差損益を、関連する資産、収益または費用にまでさかのぼって関連づけることを必要としないからである<sup>(26)</sup>、と。

なお、売買取引は、会計上、取引日（所有権移転日）に認識・測定されるべきであるという現行の会計原則に準拠する場合<sup>(27)</sup>、二取引観の下では、外貨建売買契約が締結された日に先物為替予約がなされ、契約日＝予約日と取引日との間に為替レートが変動したならば、それによって生ずる為替調整差額はどのように会計処理されるべきか、という実行上の問題が生ずることが『討議資料』で指摘されたが、この問題について、審議会は、次のような見解を表明している。

「審議会は、外貨建取引の換算の一般的な基礎として一取引観を受け入れなかったが……外貨建取引のドル表示額は取引日に確立されるべきであると決定した。契約日<sup>コミットメント</sup>をかかるとして受け入れなかったことにより、審議会は、暗黙のうち<sup>コミットメント</sup>に契約日から取引日までの間未計上である将来の外貨建取引（すなわち、外貨建コミットメント）に対しては、一取引観の見解を

(25) FASB<sup>1</sup>, op. cit., paras. 114-115; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』187～188頁。

(26) FASB<sup>1</sup>, op. cit., para. 162; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』206頁。

(27) 審議会は、取引に先立って契約<sup>コミットメント</sup>がなされ、外貨建価格が契約日に決定される場合には、為替エクスポージャーは契約日から始まったとみなされるので、当該取引のドル金額は取引日よりも契約日に確定したとみなされる。しかしながら、現行の会計原則では、コミットメント（つまり、契約日における取引）は認識されないことになっているという事実から、外貨建取引においても、取引日に認識することにする<sup>(27)</sup>と述べている（FASB<sup>1</sup>, op. cit., para. 116; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』188頁）。

受け入れた。換言すれば、契約日と取引日の間の為替レートの変動の影響は、為替差損益として別個に識別され、会計処理されることはない。それらは、ドル表示取引額に含まれるのである<sup>(28)</sup>と。つまり、かかる場合の為替調整差額は、為替差損益としてではなく、購入資産の原価または売上収益の一部（修正）として処理されるということである。

(d) 基準書第52号の見解

換算に当たって、機能通貨<sup>(29)</sup>での測定結果を重視する機能通貨アプローチを採択した基準書第52号も、二取引観の見地を採っている。そして、「当審議会は、外貨建取引から生ずる損益は、連結のための在外事業単位の財務諸表を機能通貨から報告通貨に換算する場合に生ずる換算差額とは異なった経済的性格をもっているという結論に達した<sup>(30)</sup>と述べている。さらに、外貨建取引から生ずる為替調整差額は、将来の機能通貨＝報告通貨の資金の流れを直接に増減させるという影響を与えるのに対し<sup>(31)</sup>、在外事業単位の機能通貨が外貨である場合に、その在外事業単位の財務諸表を報告通貨に換算することから生ずる為替調整差額は、単に換算手続きの結果に過ぎず、機能通貨はもとより、報告通貨の資金の流れに直接に影響を与えるものではない<sup>(32)</sup>。したがって、前者の為替調整差額は、為替差損益として、為替レートが変動した時点で損益計算に含めなければならないと述べ<sup>(33)</sup>、一取引観が主張するような購入資産の原価または売上収益の修正としての処理を否定している。後者の換算手続きの結果として生ずる為替調整差額は、「換算調整差額」(translation adjustments)として処理され、貸借対照表の資本の部における独立項目

(28) FASB<sup>1</sup>, op. cit., para. 207; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』221頁(但し、訳文の表現をかなり修正している)。

(29) ここでいう「機能通貨」(functional currency)とは、当該事業単位が事業を行っている、第一次的な経済環境における通貨のことである。報告企業にあっては、通常、報告通貨が機能通貨である。

(30) FASB<sup>3</sup>, op. cit., para. 121; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』357頁。

(31) FASB<sup>3</sup>, op. cit., para. 15; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』312頁。

(32) FASB<sup>3</sup>, op. cit., para. 111; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』354頁。

(33) FASB<sup>3</sup>, op. cit., paras. 15 and 124; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』312頁および358頁。

として表示し、累積されることが要求されている<sup>(34)</sup>（この点で、換算すなわちドル＝報告通貨での再測定の結果として生ずる為替調整差額は、すべて為替差損益であるとする基準書第8号の見解とは異なっているが、外貨建取引から生ずる為替調整差額の性質に限っていえば、基準書第8号と第52号の見解は、一致している）。要するに、基準書第52号は、二取引観の見地から、将来に決済を必要とする外貨建取引の場合には、為替レートが変動すれば、決済に必要な外貨の買入れのための機能通貨＝報告通貨、または、決済によって受取る外貨を売却して入手する機能通貨＝報告通貨に直接に影響を与えるので、外貨建取引から生ずる為替調整差額の性質は、利得ないし損失（為替差損益）であるというのである。

（e）若干の私見

外貨建取引をめぐる二取引観と一取引観の相違は、外貨建取引自体とその後に発生する為替決済取引とを一体の取引とみなすかどうかの違いである。これは、外貨建取引の報告通貨での取引額を、どの時点で確認するか（最終的に測定するか）という問題として捉えることもできる。一般に認められた会計原則によれば、取引は、取引日にその支払うべきまたは受取るべき対価で測定される。国内取引の場合、取引日に確定した支払うべきまたは受取るべき金額と、決済日での実際の支払額または受取額とは、通常、一致する。もし、一致しなかった場合には、その不一致の原因に応じて、その差額は、仕入割引、売上割引などとして会計処理される。

外貨建取引の場合にも取引日に確定した支払うべきまたは受取るべき外貨額と、決済日に実際に支払ったまたは受取った外貨額とは、通常、一致する。しかし、為替レートが不安定である時期においては、両者の外貨額の報告通貨換算額は異なり、為替調整差額が発生することになる。その差額だけ、企業は、報告通貨を多く、または少なく収支しなければならない。したがって、経営者としては、将来の為替レートの変動を予測し、何かの対策を考えなければならない。その意味では、為替調整差額は、為替レートの変動という状

(34) FASB<sup>3</sup>, op. cit., para. 13; 日本公認会計士協会 国際委員会訳『前掲書』312頁。



況においての、外貨リスクに対する経営者の意思決定を反映したものであるとみなすことができる。このことから、為替決済取引やその決済取引に伴なう為替リスク（為替差損益）を回避・軽減する目的で行われるヘッジ取引は、外貨建取引自体とは別個の取引と考えられるべきであろう。そして、為替調整差額の性質は、利益または損失と解されるだろう。

(未完)